役員の報酬等に関する規程

○給与規程(抜粋)

第4条 常勤役員の給与は、給料並びに通勤手当及び期末手当とする。

2 常勤役員の給料の額は、別に定める役員給料の基準にもとづき、会長が定める。

○常勤役員の給料基準

鳥取県信用保証協会給与規程第4条2の常勤役員の給料基準は、次のとおりとする。 (給料月額)

第1条 常勤役員の給料月額は、職員が現に支給を受けている給与の最高額を下回らない範囲で会長が決定する。

但し、公務員等から常勤役員に就任したものについては、他の常勤役員の給料月額、同種機関の実情を勘案のうえ定めるものとする。

(支給額の改訂)

第2条 原則として、任期中においては支給額の改定は行わないものとし、任期満了 後に再任された場合は、前条に基づき改訂することができるものとする。

但し、任期中においても職員の給与改訂等に伴い著しい不均衡が生じる場合は、 改定することができるものとする。

(役員手当)

第3条 上記給料の額に、次の役員手当を加算する。

(1)会長及び専務理事 給料の20%
(2)常務理事 給料の18%
(3)常勤理事 給料の16%
(4)常勤監事 給料の16%

○退職手当規程(抜粋)

(常勤役員の退職手当)

第8条 常勤役員が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に常勤役員としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じて得た額とする。

(1) 会長1月につき 100 分の 30(2) 専務理事1月につき 100 分の 25(3) 常務理事1月につき 100 分の 20(4) 常勤理事1月につき 100 分の 15(5) 常勤監事1月につき 100 分の 15

2 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、満60歳を超えて任命された日の前日までの在職期間とし、勤続期間の計算に1月未満の端数を生じたときは、その端

数は切り捨てる。ただし、満60歳を超えて任命された日の前日までの在職期間が前任者の残任期間である場合及び満60歳を超えて新たに任命された場合は、当該任命を受けた日以降も、定款第12条第1項前段に定める任期を限度に勤続期間の計算を行う。

- 3 前項の規定の適用を受けた者は、さらに適用を受けることはできない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、鳥取県の職員としての身分を有する者及び鳥取県を退職した者が常勤役員になった場合は、退職手当は支給しないものとする。

(非常勤の理事及び監事の退職手当)

第9条 非常勤の理事及び監事が退職したときは、次の額を支給する。 理事については、勤続1年に対し10千円を基準として支給する。 監事については、勤続1年に対し10千円を基準として支給する。 ただし、本人が辞退した場合は、支給しないものとする。

第10条 理事及び監事の任期満了により再任したときは、解任のとき通算して支給する。